

平成 29 年 9 月 15 日

株主各位

三重県四日市市西新地7番8号  
株式会社 三重銀行  
取締役頭取 渡辺 三憲

### 臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当行は、平成 29 年 9 月 30 日（土）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成 29 年 12 月 15 日（金）開催予定の臨時株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号

日本証券代行株式会社 本店

以 上